【お願い】ダム施設等の周辺で無人航空機を使用される方へ

草木ダム管理所が所管するダム施設、ダム貯水池及びその関連施設の周辺（以下「ダム施設等」といいます。）で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を使用する際は、下記の注意事項を必ずご理解いただきますようお願いします。

１．ダム周辺の特性について

●気流の乱れが大きく、無人航空機が不安定になりやすい場所です。

●GPS 衛星の電波を十分に受信できない場合があります。

●ダム管理用の通信設備からの電波が、無人航空機の操作に影響する場合があります。

２．無人航空機の飛行禁止区域について 飛行禁止区域図

ダム施設等に無人航空機が落下した際、当該施設等を損傷させる恐れがあり、また、落下地点に第三者がいた場合、大きな危害を及ぼす恐れがあります。

このため、以下の場所周辺における無人航空機の離発着及び上空の飛行をなされないようお願いします。また、以下の場所以外であっても、見学者等の第三者がいる場合も離発着及び上空の飛行をなされないようお願いします。

・ダム堤体及び周辺施設（船の係留設備等）

・東発電所

・ダム管理所、駐車場

・貯水池（ダム周辺及び水質保全設備周辺）

３．無人航空機の事故等が発生した場合について

●上記に掲げる注意にも関わらず、飛行禁止区域内で無人航空機を離発着または飛行させ、更には落下したことによりダム施設等に損害を与えた場合は、これによって生じた損失に対する全ての賠償が請求されることがあります。

●飛行禁止区域内外に関わらず、無人航空機を離発着または飛行させ、更には落下したことにより第三者及びその物件等に被害が生じても、草木ダム管理所はいかなる責任も負いません。

●草木ダム管理所は、飛行禁止区域内外に関わらず無人航空機の回収等は一切行いません。

４．法令等の遵守について

●無人航空機を飛行させるにあたっては、航空法等の関連する法令を遵守して下さい。

●道路での離発着及び道路上の通行は、道路交通法第 76 条（禁止行為）に抵触する恐れがあるため、所管する道路管理者（国土交通省、都道府県、市町村等）に確認して下さ

い。

また、道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）に基づく許可については、所管する警察署に確認して下さい。

●無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット等で公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱に係るガイドライン」（総務省）に従って下さい。

5．その他

●飛行禁止区域内外にかかわらず、無人航空機の離発着または飛行が目撃された場合、ダム施設等の安全管理の必要により、ダム管理所の職員等が声をかけさせていただく場合があります。

●ご不明な点などありましたら、以下に連絡をいただきますようお願いします。

草木ダム管理所　　（0277-97-2131）

草木ダム周辺における無人航空機の飛行禁止区域
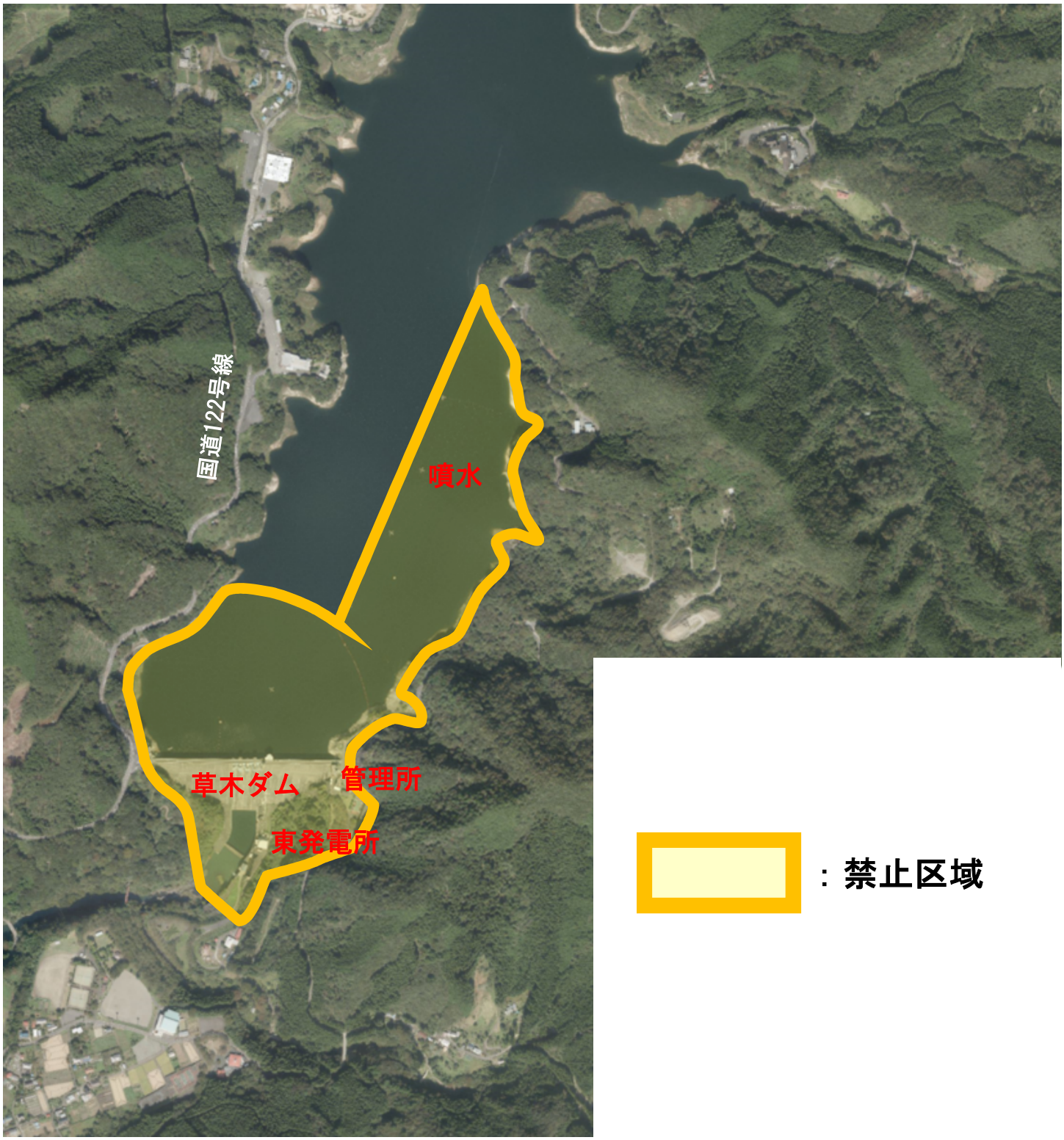
草木ダム周辺には重要な施設・設備があるため無人飛行機（ドローン等）の飛行を禁止しています。